

鶴ヶ坂地区の水道施設整備について

1 これまでの事実経過

○令和5年11月

鶴ヶ坂地区の一般家庭井戸1箇所から基準値を超える「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」が検出された。これを受けて水道部では、年間を通じて水質基準を超過しているのかを把握するために、季節変動と周辺地下水への影響について確認するため、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」が検出された井戸を含む4箇所の井戸について、令和6年度から年4回の水質検査を実施することとした。

○令和6年5月28日

鶴ヶ坂町会及び西部第5区連合町会から、「鶴ヶ坂地区への早急な水道整備に関する要望書」が市に提出。

・ 要望書の概要

鶴ヶ坂地区は昭和52年に計画給水区域に編入されたが、現在も水道管が布設されていないため井戸水を利用している。鶴ヶ坂町会では、令和2年度から井戸水の水質検査を実施しているが、これまで12件が水質基準に不適合となっており、さらに令和5年度には、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が1件検出され、住民の間では井戸水の飲用に対する健康不安が高まっている。このため、鶴ヶ坂住民の健康を守るため、早急に水道整備をするよう要望する。

○令和7年1月

水道部の水質検査により一般家庭井戸1箇所の「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」については、多少の季節変動はあるものの年間を通じて検出された。ただし、周辺の井戸については水質異常がないことを確認。

○令和7年2月14日

鶴ヶ坂町会及び西部第5区連合町会からの令和6年5月28日付け要望書に対し市から回答。

・回答書の概要

鶴ヶ坂地区の基準値を超える硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が確認された一般家庭井戸1箇所について、水質改善の兆しが見受けられないこと、また周辺の井戸設備についても老朽化が進行し、今後同様の事例の発生が懸念される状況であることを踏まえ、

○水道整備により地区住民の皆様の飲料水への不安解消を図り、健康で文化的な生活を守る必要性が高いこと

○水道事業として整備するに当たり、事業費及び財源調達等、さらには今後の人口減少にも対応可能であることなどを考慮した場合には、簡易水道での整備が望ましいこと

から、簡易水道での整備を前提に、まずは令和7年度から事前調査等を開始した上で、今後の整備手法やスケジュール、財源調達等について検討していく。

2 令和7年度の予定について

○事前調査等

- ・道路の地下埋設物調査
- ・水源開発に係る規制等の確認
- ・既存井戸に関する公的資料の収集
- ・専門業者による調査内容等の検討